

# 令和5年度「就学援助制度」のお知らせ

湯川村教育委員会

湯川村では、**村立の小・中学校および県立の中学校に通う子どもたちが滞りなく義務教育を受けられるよう経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、学用品費や給食費などの一部を援助する『就学援助制度』を設けております。**

## 1 就学援助を受けることができる方

湯川村内に住所を有し、村立の小中学校、若しくは県立の中学校に通学し、教育委員会の審査により「**要保護**」「**準要保護**」として認定を受けた児童生徒の保護者の方です。また、東日本大震災等により被災地域から転入・編入した児童生徒については、湯川村に住所を有してなくても対象となりますが、認定の方法は下記の認定要件のとおりとなります。

(1)「**要保護**」… 生活保護法による保護を受けている世帯

(2)「**準要保護**」… 「**要保護**」に準ずる程度に生活が困窮していると認められた世帯

### 「準要保護」の認定要件

次のいずれかの要件に該当し、かつ同一生計の世帯全員の前年所得の合計額が基準額以下の場合となります。

- 生活保護の停止又は廃止
- 障害者、寡婦又は寡夫で所得が125万円以下のため村県民税非課税
- 村県民税、固定資産税の減免、国民健康保険税の減免又は徴収猶予
- 国民年金掛金の減免
- 児童扶養手当の支給
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条に基づく激甚災害に伴い、被災地域から転入・編入した児童生徒（世帯全員の前年所得合計額で判定）

※生活保護基準の改定により、認定基準に変動があります。

※認定基準は世帯員の人数や年齢、ひとり親、持家か賃貸かといった違いにより個々の世帯で異なります。



## 2 申請手続き 昨年度から継続の方も申請が必要です。

『就学援助費受給申請書』は、各小中学校や教育委員会において用意しております。申請書提出の時期により認定月が異なります。

- ・年度当初申請…教育委員会が指定する期日までに提出してください。（4月からの認定）
- ・年度途中申請…随時受け付けております。（認定日の属する月からの認定）

### 《申請方法》

- ①お子さんが在籍する（される）小中学校で申請書を受領してください。
- ②申請書に必要事項を記入し、次の証明書類の写しを取得してください。
  - ・認定要件に該当していることがわかる書類（児童扶養手当証書・国民年金掛金減免通知書等）
  - ・同一生計の世帯全員分の前年所得を証明する書類（所得調査同意書により委任することが出来ます。）※令和5年1月1日以降に湯川村へ転入された方は、前住所地の市区町村より所得証明書（令和4年分）を添付してください。（令和5年6月以降に取得してください。）
  - ・東日本大震災等により避難されている方は、住民登録地が記載されている被災証明書又は罹災証明書
- ③申請書に上記証明書類の写しを添付し、学校に提出してください。

※現小学6年生（新中学1年生）は、在籍する小学校で申請してください。  
※審査に伴い教育委員会において、生活状況の調査をさせていただく場合があります。  
※年度当初申請の方は、6月下旬までに学校を通じて認否の結果をお知らせいたします。

裏面もご覧ください。

### 3 援助される経費の種類と金額（年額）

（参考：令和5年度単価）

援助される経費	準要保護（生活保護でない方）		要保護（生活保護の方）
	小学校	中学校	小・中学校
学用品費	11,630円	22,730円	※住民課より生活保護法による教育扶助が支給されその中に左記の内容が含まれていますので、就学援助費として支給されるのは修学旅行費と医療費（対象疾病）のみです。
通学用品費 （第1学年を除く）	2,270円	2,270円	
新入学児童生徒学用品費 （第1学年に3月中に支給）	54,060円	63,000円	
学校給食費	給食費負担分		
医療費 （対象疾病の治療費）	/		〈対象疾病〉 トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、 膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、 アデノイド、むし歯、寄生虫病
修学旅行費	22,690円	60,910円	全参加者が一律に負担する経費
オンライン学習通信費	14,000円 （一世帯当たり）	14,000円 （一世帯当たり）	※住民課より生活保護法による教育扶助が支給されその中に左記の内容が含まれています。

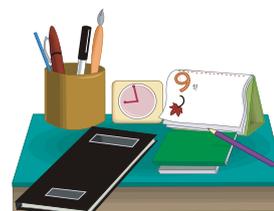
- 年度の途中で認定となった場合は、上記年額の月割り額を支給します。
- 準要保護の小中学生については「子ども医療費助成制度」により、窓口負担が無料となるため就学援助での医療費支給対象者は、要保護認定の方のみです。

### 4 支給予定時期

年間3期に分けて支給いたします。

- 第1期支給…6月下旬
- 第2期支給…9月下旬
- 第3期支給…翌年1月下旬

※新入学児童生徒学用品費については、同一生計の世帯全員分の前々年所得額により判断し、認定者へは3月末日までに支給いたします。



### 5 その他

- 同一生計の世帯全員とは、同住所で世帯分離している場合でも同じ家に住んでいれば同一生計の世帯員とみなします。また、出稼ぎ単身赴任等により別居している場合や同住所地に住民登録を残したまま別居している場合も、同一生計の世帯員となります。
- 生活状況が変わり就学援助の必要が無くなった場合は、「辞退申出書」を教育委員会へ提出してください。
- 虚偽の申請により、就学援助を受けたことが判明したときは、援助費を返還していただく場合があります。

☆不明な点は、各学校事務担当者又は教育委員会学校教育係（0241-27-2250）までお問い合わせください。